

平成30年8月20日

国立市教育委員会

教育長 是松 昭一 様

第22期国立市社会教育委員の会

議長 柳田 憲一

(仮称)生涯学習振興・推進計画骨子案について(意見)

当会は、平成29年5月23日付け国教生発第51号をもって諮問のあった「生涯学習振興・推進計画について」を受け、平成30年4月23日開催の第12回定例会で示された「(仮称)国立市生涯学習振興・推進計画骨子案」の内容について議論してまいりました。

議論の結果を別紙に取りまとめましたので、(仮称)生涯学習振興・推進計画の内容を検討している庁内検討委員会にお示しいただき、計画素案を策定する際に反映していただけますようお願いいたします。

以上

重点意見

(仮称)国立市生涯学習振興・推進計画の内容に関する議論の中で、重要とされた以下の2点について、重点意見として提出します。

1. 第21期国立市社会教育委員の会答申(以下、「答申」と言う。)の内容を生かしたものとしていただきたい。
 - (1) 第3章の3「基本目標及び重点施策と主な事業」は、答申と比較し、重点施策がまとめられているなど、内容に具体性がなくなっただけ、具体的な内容としていただきたい。
 - (2) 第3章の3「基本目標及び重点施策と主な事業」の(2)「学習機会の充実」は、答申で複数の施策としていたものがまとめられ過ぎており(包括的な表現となった)、施策の特徴や重点が見えなくなってしまったため、答申の内容をもとに再度検討していただきたい。

2. 骨子案では、基本施策(基本目標)に関する内容が不足している。答申では、重点施策までの議論にとどまっているが、(仮称)生涯学習振興・推進計画では、基本施策は施策の基礎的な部分となるため、施策の基本的な内容を示した文章を入れていただきたい。

以上

**(仮称) 国立市生涯学習振興・推進計画
骨子案**

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 生涯学習の概念と計画の範囲
2. 計画の目的
3. 計画の期間
4. 計画策定の背景（国の動向、都の動向、社会教育委員の会答申、市民意識）
5. 国立市の他の計画との関係

第2章 国立市の生涯学習の位置づけと課題

1. 国立市の生涯学習の位置付け
2. 国立市の生涯学習をめぐる課題

第3章 国立市の生涯学習が目指すもの

1. 計画の基本方針
2. 施策の体系
3. 基本目標及び重点施策と主な事業
4. 計画進行の管理

第1章 計画策定にあたって

1. 生涯学習の概念と計画の範囲

生涯学習とは、昭和56年の中央教育審議会答申「生涯教育について」によると、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである、とされています。

また、教育基本法第三条には、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と生涯学習の理念が明記されています。

上記に加え、文部科学省白書の内容も踏まえますと、生涯学習とは、学校教育や社会教育、家庭教育だけでなく、スポーツ・レクリエーションや趣味・教養に関わる活動など、生涯にわたるあらゆる学習を含む広範な概念を指します。

本計画は、市民が上記で示した生涯学習を行うにあたり、国立市で行う生涯学習に関連する施策・事業を対象とします。

2. 計画の目的

この計画は、国立市総合基本計画の理念「人間を大切にすること」と、生涯学習社会の実現に向け、市民の多様な学習や活動を支援するため、生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、この計画は、市内の様々な部署で実施されている生涯学習に関する事業を施策の体系ごとに整理することも目的としました。

3. 計画の期間

平成31年度～平成40年度までの10年間とします。ただし、急激な社会情勢等の変化により見直すことがあります。

4. 計画策定の背景（国の動向、都の動向、社会教育委員の会答申、市民意識）

【国の動向】

国は、少子化・高齢化の進展や地域社会・家族形態の変容、雇用環境の変容、経済格差の進行等の社会情勢の変化を踏まえ、平成25年6月に『第2期教育振興基本計画』を策定しました。その中で、今後の社会の方向性として「自立・協働・創造の実現に向けた生涯学習社会構築」を掲げ、この実現に向け「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」という4つの基本的方向性を打ち出しました。

また、中央教育審議会は、平成25年1月に「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」をまとめました。この中で、社会教育行政は、社会のあらゆる場におい

て地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくことが求められる。このため、社会教育行政は、全て自ら行おうとする「自前主義」から脱し、首長部局や大学、民間団体、企業等と積極的に効果的な連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して取り組みを進めていく体制づくりが必要とされています。

さらに、学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議は、「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて 論点の整理」をまとめました。この中で、今後の社会教育には、「地域コミュニティの維持・活性化への貢献」、「社会的包摂への寄与」、「社会の変化に対応した学習機会の提供」の3つの役割が期待され、また、持続可能な社会教育システムの構築に向けた主要な視点として、「社会教育行政のネットワーク化と官民パートナーシップの推進」、「『学びのオーガナイザー』と社会教育主事の養成・活用」、「新しい『学びの場』と社会環境の変化に対応した社会教育施設の運営・整備」、「国民・社会の理解と支持が得られる社会教育行政の展開と国民の参画促進」が挙げられています。

【東京都の動向】

東京都は、平成25年4月に『東京都教育ビジョン（第3次）』を策定し、平成28年4月に一部改定しました。都の教育振興基本計画と位置付けられるこの計画では、「学校、家庭、地域・社会全体で子どもの「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う」ことを基本理念としています。

【国立市社会教育委員の会答申】

国立市社会教育委員の会からは、第18期に「生涯学習計画策定に向けた課題の抽出について」の答申をいただき、それを受け、第19期では「地域による学校支援の方策について」、第20期では「家庭教育支援の充実について」答申をいただきました。さらには、これらを踏まえた上で、第21期では、「生涯学習振興・推進計画の基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について」答申をいただきました。

この計画は、これらの答申及び第22期社会教育委員の会からの意見を踏まえ、策定したものです。

国立市社会教育委員の会答申内容一覧（第18期～21期）

期	答申内容	答申提出年
第18期	「生涯学習計画策定に向けた課題の抽出について」	平成23（2011）年
第19期	「地域による学校支援の方策について」	平成25（2013）年
第20期	「家庭教育支援の充実について」	平成27（2015）年
第21期	「生涯学習振興・推進計画に関わる基本施策の体系」	平成29（2017）年

	や重点施策等、そのあり方について」	
--	-------------------	--

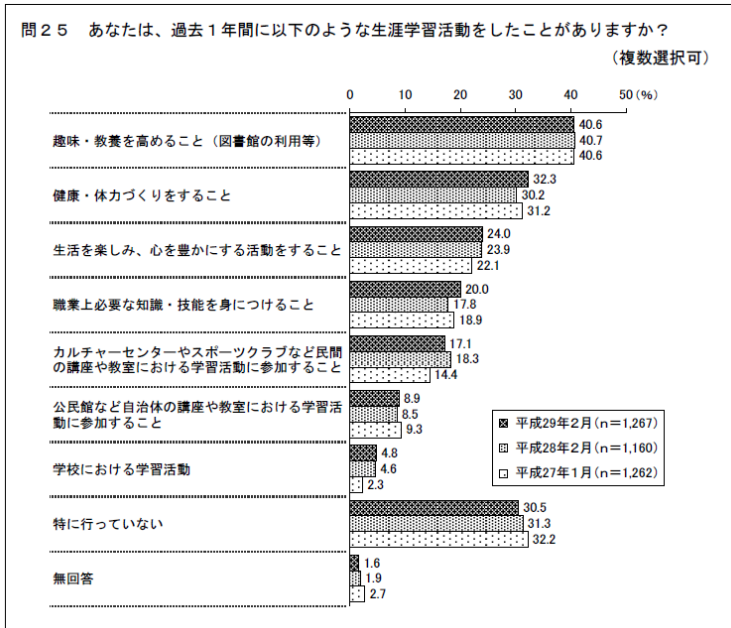
【生涯学習に関する市民意識（第9回国立市市民意識調査より抜粋）】

素案策定時には、第10回の調査に差し替え予定。また、「生涯学習情報をどのように得ているかの設問を新たに設けているため、追記予定。」

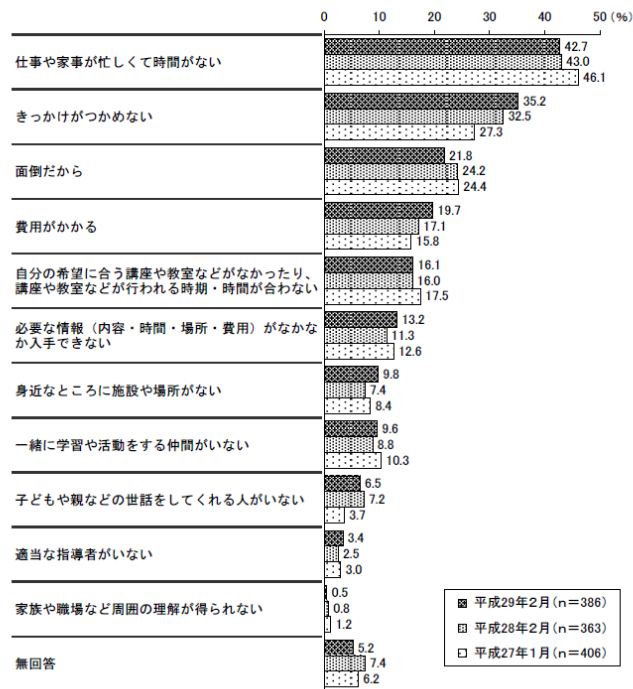
市民が過去1年間に行った生涯学習活動は、「趣味・教養を高めること（図書館の利用等）」40.6%、「健康・体力づくりをすること」32.3%、「生活を楽しみ、心を豊かにする活動をする」24.0%が上位に挙げられました。一方、生涯学習活動を特に行っていない市民の割合は、30.5%でした。

生涯学習活動を特に行っていない市民が、活動を行っていない理由は、「仕事や家事が忙しくて時間がない」42.7%、「きっかけがつかめない」35.2%、「面倒だから」21.8%が上位に挙げられました。

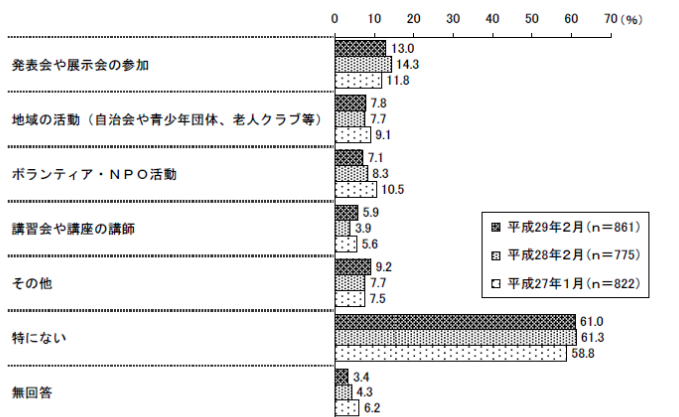
生涯学習を行っている市民が、学習で身につけた知識や技術をどのように生かしているかは、「発表会や展示会の参加」13.0%、「地域の活動（自治会や青少年団体、老人クラブ等）」7.8%が上位に挙げられました。一方、「特になし」と答えた市民の割合は、61.0%でした。



問26 問25で「特に行っていない」と答えた方に伺います。
それはどうしてでしょうか。(複数選択可)

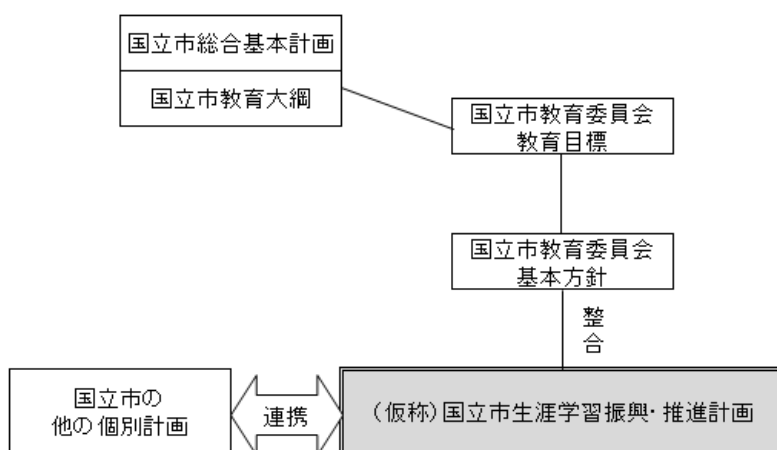


問27 問25で「特に行っていない」以外を選択した方に伺います。
学習で身につけた知識や技術を地域や社会にどのように生かしていますか？
(複数選択可)



5. 国立市の他の計画との関係

(仮称) 国立市生涯学習振興・推進計画は、国立市総合基本計画や教育大綱等の上位計画と整合を図った計画とします。また、市の様々な分野の個別計画と連携を図っていきます。



第2章 国立市の生涯学習の位置づけと課題

1. 国立市の生涯学習の位置づけ等

(1) 基本構想・基本計画における位置づけ

○第5期基本構想における位置づけ

平成28(2016)～平成39(2027)年度を計画期間とする第5期基本構想の中で掲げたまちづくりの目標「学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち 文教都市くになち」の実現に向け、市が取り組んでいく各分野の基本施策について、その体系と方向性を明らかにしており、9つある政策の3つ目「文化・生涯学習・スポーツ」については、以下のとおり書かれています。

政策3 文化・生涯学習・スポーツ

(1) 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護

- くにたち文化・スポーツ振興財団等との連携により、芸術文化施策を充実させ、市内全域に文化が薫るまちづくりを推進し、長期的視野に立って芸術を育む良質の土壌を作ります。また、日々の暮らしの中で美しいものを美しいと感じられる文化の心を育て、芸術の力を原動力にした新たなきにたちの発信を目指します。
- 谷保天満宮などに代表される市内に現存する有形・無形の歴史的文化的遺産は、市民が国立市に強い誇りと愛着を感じる気持ちを育む重要な要素の一つです。これらの歴史的文化的遺産の適切な保護と活用を進め、将来にわたって市民共有の財産として、次世代に確実に引き継いでいきます。
- 市の文化財である旧国立駅舎は、強い個性を持つ意匠や大正期木造駅舎としての希少性、都市計画の中で駅舎の形や場所に重要な位置づけがあったという歴史的経緯などを踏まえて、ほぼ元の位置へ再築し、文化財として市民が歴史・文化に親しむ場とします。

(2) 生涯学習の環境づくり

- 若い世代を含めた幅広い世代に対する周知や啓発を強化するとともに、社会状況の変化を踏まえた多様な学習機会の充実や、学習活動を支援する人材の確保等に努めます。また、より多くの市民が学習活動を通じて得た成果を地域に還元できる仕組みの強化を図ります。
- 図書館や公民館、郷土文化館、芸術小ホールなど、それぞれ機能を異にする社会教育関係の施設・部署の連携を進め、運営の質向上を図ることで、既存の生涯学習施設をより一層効果的・効率的に活用します。

(3) スポーツの振興

- より多くの市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを行い、市民の体力向上や心身の健康保持・増進を図ります。また、自発的なスポーツ活動を通じた市民同士の交流やコミュニティの形成を支援します。
- 体育協会や各種団体との連携をより一層進め、市民の多種多様なスポーツに対するニーズに応えます。

○第5期基本構想第1次基本計画における位置づけ

基本構想で掲げられた9つの政策の柱の下に、32の基本施策を定めている。政策3「文化・生涯学習・スポーツ」の下には、基本施策6「文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護」、基本施策7「生涯学習の環境づくり」、基本施策8「スポーツの振興」の3

つの基本施策が位置づけられています。

（２）教育大綱における位置づけ

平成 29(2017)年 1 月 24 日に開催された平成 28 (2016) 年度第 2 回総合教育会議で、新たな「国立市教育大綱」が策定されました。その中で生涯学習に関しては、以下の通り書かれています。

（教育大綱とは、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもの。平成 27 (2015) 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、総合教育会議において市長と教育委員会が協議・調整を図り、市長が教育大綱を定めることとなった。）

生涯学習、芸術・文化、スポーツの振興の分野においては、「個性ある賑わいと自然の共生したまちくにたち」、「文化と芸術が香るまちくにたち」を実現するために、旧国立駅舎の再築・活用や本田家住宅の保全・活用、くにたちアートビエンナーレの実施等、文化芸術の持続的な振興を計画的に展開するとともに、2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成を図るなど、様々な市民ニーズに応え、人口減少、少子高齢社会においても、活力ある生き生きとした国立市の地域社会を形成することができるよう施策を展開する。

（３）施設の利用状況 **素案策定時には、内容を更新する予定。**

市では、公民館、中央図書館・北市民プラザ図書館及び分室、くにたち市民芸術小ホール、くにたち郷土文化館、くにたち市民総合体育館など、生涯学習に関わる施設を持ち、市民の学習活動の場となるとともに、諸施策を推進しています。

平成 28 年度の各施設の利用状況をみると、公民館の利用者数は 73,890 人、くにたち市民芸術小ホールの利用者数は 61,061 人、くにたち郷土文化館の入館者数は 20,299 人、くにたち市民総合体育館の利用者数は 85,175 人となっています。図書館においては、全図書館合計で、図書 508,336 冊を貸し出しました。

なお、「国立市における社会教育・生涯学習のあゆみと特徴」については、第 21 期国立市社会教育委員の会答申の P3～5 を参照されたい。

2. 国立市の生涯学習をめぐる課題

(1) 学習情報の収集・発信

生涯学習講座やイベント情報は担当課によって広報されているが、いつでもどこでどんな学びの場があるのか、市民にはわかりにくい現状となっています。

また、学習情報の発信は、現在は主として市報等の各広報紙などの紙媒体が中心で、インターネットを利用した積極的な発信はまだまだ十分とは言えない状況です。

素案策定時には、第10回の市民意識調査の内容も踏まえ、追記

(2) 学習機会の充実

現在、様々な部署で講座・講習等の生涯学習に関する事業を実施しています。引き続き、生涯学習に関する事業の実施に当たり、以下の事を踏まえる必要があります。

なお、行政だけで提供し得る学習機会には限りがあるため、学習機会の提供には、様々な団体との連携が求められます。

○ライフステージに合わせた学習機会の充実

幼年期の教育は、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなることから、保育・幼児教育施設における教育を推進することが重要であり、また、家庭においてもこれら施設のノウハウを活用し、幼児教育を実践できるよう、支援が求められます。

子ども・若者にとっては、学校教育が学びの中心であり、学校教育現場において学校教育の充実を追求していくことの支援が重要です。ただし、学校教育だけではなく、社会教育における学習機会は、居場所づくりや他世代との交流等、様々な効果があることから、学校教育以外の学習機会の充実も求められます。

成人には、仕事や育児、介護等で忙しく、学びたくても学べない方も多く存在します。平成29年2月に行った第9回国立市市民意識調査では、生涯学習活動を行っていない理由として、4割を超える方が「仕事や家事が忙しくて時間がない」と回答しています。このことから、時間帯や場所など、参加しやすい学習機会を提供することが必要です。

高齢者は、健康づくりや生きがい等につながる学習が必要と考えられます。また、今後高齢者がさらに増加していくことから、その意味からも高齢者向けの学習機会の充実が求められます。

また、平成29年4月7日付の文部科学大臣のメッセージ「特別支援教育の生涯学習化に向けて」の中に、「今後は、しょうがいのある方々が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう支援していくことが必要」とあるように、しょうがいのある方々の生涯を通じた多様な学習活動の支援が必要とされています。

○様々なテーマにつながる学習の支援

学習機会の確保としては、地域活動に新たにつながったり、その活動の質の向上に寄与したりするもの、現代的・社会的な課題に対応するもの、あるいは、文化芸術・スポーツ

意見 [A1]: 「一つにまとまっておらず」といったニュアンスを入れてはどうか。ないと意味が分からなくなる。

意見 [A2]: 「ソーシャルメディアを含むインターネット」としてはどうか。ホームページだけだと、階層深い所まで見に行かなくてはならない。

意見 [A3]: 複数の課題として出したものが、まとめられ過ぎ。

等の生きがいや楽しみにつながるもの等充実が期待されています。

(3) 学習の成果を活かせるサポートの充実

生涯学習のあり方は多様ですが、学習の成果を発表会や展示会で発揮し、評価されたり、地域活動等で実践できたりすることを通じ、継続的な学習意欲が喚起されることが多いと考えられます。

しかし、第9回国立市市民意識調査では、生涯学習活動を行っている方への設問「学習で身につけた知識や技術を地域や社会にどのように生かしていますか？」との問いに対し、6割を超える方が「特にない」と回答しています。このことから、学習成果を発揮する機会が少ないことは、現状における大きな課題の一つであると言えます。

(4) 施設や場の拡充、職員の資質向上

公民館は他施設に比べ稼働率が高く（国立市公共施設白書（平成28年3月）によると、公民館の稼働率は80%）、施設を有効活用できている状況ですが、市民の側からすると、希望しても利用できない状況も生じています。地域集会所、地域福祉館、地域防災センターといった集会機能を有する施設では、まだ利活用できる余地があります。

また、施設の運営にあたっては、学習者のニーズにあった利用しやすい環境も求められています。

そして、職員は生涯学習の推進にあたり、市民の多様化したニーズを汲み取り、対応する技量を高めていくことが求められます。

(5) 適切な事業評価の実施

生涯学習事業の評価は、数値化が適切でない場合や質的な側面にも配慮した評価を行うことが必要と考えます。

平成30年1月7日、第31期国立市公民館運営審議会の企画・運営により、公民館講座の振り返りが行われました。このような取り組みが、継続されることが期待されています。

また、本計画の振り返りも生涯学習の役割や効果が表現されている形の評価を行うことが必要と考えます。

意見 [A4]: 適正な職員数の確保をいれるべき。上記の修正と合わせ、「適正な職員数と職員の専門性の確保」としてはどうか。

意見 [A5]: 上記修正に伴い、本文も第21期答申に準じた文章に変更すべき。

意見 [A6]: A5の修正に伴い、「専門」といった言葉を入れるべき。

意見 [A7]: 「実施」ではなく、「方法の開発」または「方法の検討」とすべき。実施となると、あっさりそれができるかのように聞こえる。そうではなく、生涯学習や社会教育事業を評価するのは極めて困難であるから、開発や検討とすべき。

第3章 国立市の生涯学習が目指すもの

1. 計画の基本方針

第21期国立市社会教育委員の会では、「生涯学習振興・推進計画に関わる基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について」を協議し、平成29年4月、答申が提出されました。その中で、計画の策定に向けた基本方針として重視すべきことは「1.学習権を保障する計画」「2.学習者の視点に立った計画」「3.市全体が実施する計画」とされました。

(仮称)国立市生涯学習振興・推進計画では、答申に書かれたこの3つの基本方針をそのまま踏襲します。

～21期社会教育委員の会答申より抜粋～

1) 学習権を保障する計画

生涯学習の実践はそれに取り組む市民の生活の知的・精神的充実と健康の増進につながるものであり、社会の活性化をも期待させるものである。市民が自律した活力ある状態を保ち続ける上でも必須であり、その推進は社会的要請と言える。

以上の観点から、すべての人に学習権を保障することの重要性は自明であり、学習権を十分に行使できない市民や様々な事情から行使が困難な市民をゼロにすることが目標である。

そのためには、学習権の行使にそれぞれ固有の課題を抱える市民に対しては、情報提供などにとどまらず、「学びはじめに至るまでのサポート」「自ら学ぶきっかけづくり」といった学習開始に向けた支援を積極的に行う必要がある。同時に、学習権の毀損や侵害につながるものがない計画であることが求められる。

2) 学習者の視点に立った計画

行政がつくる計画というと、行政の視点に立った計画になりがちではないかと危惧されるところである。あくまでも学習者は市民であり、学習活動を行うにあたっては、一人ひとりの人権が尊重され、自己の充実や生活の向上のためにそれぞれの課題や必要に応じて、自分に合った手段や方法によることが望まれる。また、学びの環境を整えるために市民の学習を特定の方向に導いたり、特定の学習だけを重視して推進したり、学習を強制するなど、学習の内容や方法を侵害することは避けなければならない。

そのためには、市民の一人ひとりの主体的な学習が尊重されるよう意識しつつ、学びの状況を把握し環境を整えるための計画であることが求められる。

3) 市全体が実施する計画

市の各部署が行っている様々な事業には、生涯学習にかかわる要素が必ずあるはずである。そうした中で、あらゆる公共サービスに生涯学習の理念を反映させるためには、職員一人ひとりが市民の生涯学習にかかわるという意識を常にもって仕事や事業に取り組むことが求められる。

そのためには、各部署が担っている事業に含まれている様々な市民の学習機会というものを洗い出して、それを有機的につなげるような仕組みをつくることが求められる。さらに、生涯学習課のみならず市の各部署の連携及び市民と行政が連携・協働し市民の学習への参加や地域全体の課題解決へとつながる計画づくりが必要となる。

2. 施策の体系

意見 [A8]: 全般として、3. 基本目標及び重点施策と主な事業で挙げられた修正と合わせる。

基本方針として重視すべきこと	基本目標	重点施策
・学習権を保障する計画 ・学習者の視点に立った計画 ・市全体が実施する計画	(1) 学習情報の収集・発信	生涯学習情報の集約 多様な手段での情報発信
	(2) 学習機会の充実	ライフステージに合わせた学習機会の充実 様々なテーマにつながる学習の支援 各種団体との連携
	(3) 学習の成果を活かせるサポートの充実	発表の場の充実 学習の成果を活かせる場の形成
	(4) 施設や場の拡充、職員の資質向上	施設や場の拡充・市民ニーズに合った施設運営 職員の資質向上
	(5) 適切な事業評価の実施	社会教育施設の職員と関係者が参画して振り返りを行う機会の実施 生涯学習や社会教育の役割や効果を表すことのできる評価の実施

3. 基本目標及び重点施策と主な事業

(1) 学習情報の収集・発信

○生涯学習情報の集約

生涯学習情報を集めやすいように、市の生涯学習に関する情報を集約します。

○多様な手段での情報発信

情報発信にあたり、ウェブサイトやSNS、またこれらへのアクセスが困難な方にも情報を届けるため、多様な手段で情報を発信します。

意見 [A9]: ここでは重点施策を記すべきであり、「インターネットやソーシャルメディア等のさらなる活用」とすべき。

(2) 学習機会の充実

○ライフステージに合わせた学習機会の充実

家庭教育の支援や幼児教育・学校教育支援の充実を図るとともに、地域社会と学校等が協働して子どもの成長を支える取組みを行います。また、子ども・若者が他世代との交流につながったり、居場所づくりにつながったりする学習、定年後の方の生き方につながる学習等、様々なライフステージにおけるニーズに応じた学習機会の充実を図ります。

また、しょうがいしゃの生涯学習支援に関する取組みの充実を図ります。

意見 [A10]: 課題と同様、複数の施策としてたものが、まとめられ過ぎ（包括的な表現となった）。結果として、特徴や重点が見えなくなっている。

意見 [A11]: この見出しを残すのであれば、「応じた」や「対応した」の方が適切では。

○様々なテーマにつながる学習の支援

地域活動等への参加につながる学習、現代的・社会的な課題に対応した学習、文化・芸術・スポーツ等の趣味につながる学習等の機会の充実を図ります。

意見 [A12]: 何を表しているのかよく分からない。重点施策と言えるか。これだけの項目を一括できるか。

○各種団体との連携

講座等の実施にあたり、市内の学校や市民団体等、様々な団体と連携し、学習機会の充実を図ります。

意見 [A13]: 連携だけでは不十分。「連携・協働」では。

(3) 学習の成果を活かせるサポートの充実

○発表の場の充実

市民が学習の成果を発揮する場の充実を図ります。

○学習の成果を活かせる場の形成

市民が学習の成果を活用できるようにするための取組みを行ったり、逆に、地域等のニーズをすくい取ったりし、学習内容に反映させる等の工夫を行います。

意見 [A14]: 「場づくり」だけでは不十分。システム（しくみ）がないといけない。名称も「学習の成果を活かせる仕組みづくり」や「学習の成果を活かせる仕組み（またはシステム）と場づくり」としてはどうか。

(4) 施設や場の拡充、職員の資質向上

○施設や場の拡充・市民ニーズに合った施設運営

利用者ニーズを把握した上で、現在ある施設を利用しやすい環境に改善したり、民間施設等の活用を検討したり等、市内の施設全体を有効に活用できる体制に整えます。

○職員の資質向上

市民のニーズにあった生涯学習事業を進めていくため、様々な研修を受講するなど、職員の技量を高めるとともに、育成された人材を効果的に配置します。

(5) 適切な事業評価の実施

○社会教育施設の職員と関係者が参画して振り返りを行う機会の実施

有効な事業振り返りの機会を設けるため、職員と関係者が一堂に会して、事業を振り返る会を開催します。

○生涯学習や社会教育の役割や効果を表すことのできる評価の実施

定量評価だけでなく、生涯学習や社会教育の役割や効果を表すなど、定性評価も含めた評価を実施します。

4. 計画進行の管理

計画にある施策を推進していくために、計画期間の半分である5年を目途に中間評価を行い、計画期間終了時には、次期計画策定を見据え、評価を行います。評価にあたっては、定量評価と定性評価の両面からの評価を実施していきます。

なお、社会情勢・市民ニーズの変化、国や都の動向に対応しながら、中間評価の際、必要に応じて事業の実施内容を見直します。

意見 [A15]: 適正な職員数の確保をいれるべき。上記の修正と合わせ、「適正な職員数と職員の専門性の確保」としてはどうか。

意見 [A16]: 上記修正に伴い、「専門」といった言葉を入れるべき。

意見 [A17]: 「実施」ではなく、「方法の開発」または「方法の検討」とすべき。(見出しだけでなく本文も)

意見 [A18]: 上記の修正に合わせ、「評価方法の検討」や「評価方法の開発」とすべき。

意見 [A19]: 評価主体が誰になるのか、社会教育委員の会が評価に関わるのかについて、素案で提示すべき。

意見 [A20]: 事業評価時期に関わらず、進行管理を行うべき。

意見 [A21]: 上記に合わせ、事業評価方法を開発し、5年を目途に評価を実施するといった記載を入れるべき。